

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 3 年 1 0 月 1 1 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

法第 1 9 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第 1 号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院岐阜県第 5 選挙区支部	山田 良司	山田 弘恵	中津川市蛭川 5359-2	衆議院議員	○	R3. 9. 21

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第 1 9 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第 1 号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第 2 号)	届出年月日
改革未来党	土田 正光	土田 悦子	岐阜市金竜町 1-11	衆議院議員	土田 正光、衆議院議員	R3. 9. 28